

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日

提出者の名称等

住 所

道路交通法施行規則第39条の2第3項（準用する場合を含む。）

道路交通法施行規則第39条の2第4項（準用する場合を含む。）

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第1項

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第2項

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第1項

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第2項

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第2項

の規定により提出すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。